平成十六年文部科学省令第十七号

国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令

づき、 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第十二条第三項の規定に基 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令を次のように定める。

(授業料、入学料及び検定料の標準額等) 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関しては、この省令の定めるところによる。

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を標準として、独立行政法人国立高等専門学校機構第二条 国立高等専門学校の授業料の年額、入学料及び入学等に係る検定料は、次の各号に掲げる (以下「機構」という。) が定める。

ては、一一七、三〇〇円) 授業料の年額 二三四、六〇〇円(商船に関する学科の在学期間が六月の最終の学年にあっ

三 検定料 一六、五〇〇円

を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた学生国立高等専門学校の専攻科において、当該学校の定めるところにより、当該専攻科の修業年限 た額との均衡等を考慮して、機構が定める。 の総額と当該学生以外の学生の授業料の年額に当該専攻科の修業年限に相当する年数を乗じて得 の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該学生が課程を修了するまでに納付する授業料

(授業料の徴収方法等)

第三条 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うこと を原則とする。ただし、学生の申出があったときは、一括して徴収することができる。

たときは、入学年度の前年度において入学を許可するときにその一部又は全部を徴収することが 前項の規定にかかわらず、入学年度に係る授業料について、入学を許可される者の申出があっ

第四条 当該年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、授業料の年額の十二分の一 に相当する額に在学する月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を乗じて得 た額を徴収することを原則とする。

「六月」と、「十二分の一」とあるのは「六分の一」とする。 商船に関する学科の在学期間が六月の最終の学年については、前項中「十二月」とあるのは

(入学料の徴収方法)

第五条 入学料は、入学を許可するときに徴収することを原則とする。

(検定料の徴収方法)

検定料は、入学、 転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収することを原則と

(寄宿料の標準額等)

第七条 寄宿舎の寄宿料の月額は、居室一室当たりの収容定員が一人であるものにあっては八百円 その他のものにあっては七百円をそれぞれ標準として、機構が定める。

することを原則とする。 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月分を徴収

分の寄宿料を併せて徴収することができる。 前項の規定にかかわらず、 学生の申出又は承諾があったときは、その申出又は承諾があった月

(授業料等の上限額等)

第八条 機構は、国立高等専門学校の授業料の年額、入学料、入学等に係る検定料又は寄宿料の月 おいて、これらを定めることができる。 定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額を超えない範囲内に 額を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第二条第一項又は前条第一項の規

(経済的負担の軽減のための措置)

第九条 機構は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情 があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の 猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第十条 国立高等専門学校に在学する者のうち学生以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費 用以外の費用に関しては、機構が定める。

第一条 この省令は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十一年三月三十一日に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 る国立高等専門学校において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第八条の規定 にかかわらず、なお従前の例による。 するため必要である教育課程の履修を、独立行政法人国立高等専門学校機構法別表の上欄に掲げ る年次に平成十一年四月一日以後に転学、編入学又は再入学をした者であって、当該学校を卒業 第百五十号)第七条の十三の表に掲げる高等専門学校に在学する者及びその者が属することとな (平成十五年法律第百十七号) 第二条の規定による廃止前の国立学校設置法 (昭和二十四年法律

(平成一七年三月三一日文部科学省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度に係る授業料から適用する。